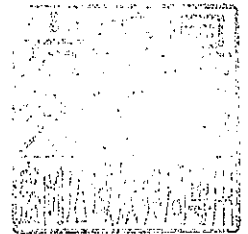


岩手県盛岡市永井20地割17番62
特定非営利活動法人あんじゅう

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第42条の規定により、法第29条第1項の規定による事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の提出がなされていない事案について、次のとおり改善を命じます。

平成26年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也



1 改善命令事項

所轄庁に提出をしていない事業報告書等を提出すること。

2 改善命令の原因となる事実

3年以上にわたり事業報告書等の提出をしていないこと。

3 改善報告書の提出期限

書面により、平成26年3月28日（金）までに提出すること。

付記1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。